

報告第2号

令和3年度(2021年度)城陽市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和3年度(2021年度)城陽市一般会計の事故繰越しについて、別紙のとおり令和4年度(2022年度)に繰り越したので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定において準用する第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年6月9日報告
(2022年)

城陽市長 奥田敏晴

令和3年度城陽市一般会計事故繰越し繰越計算書
(2021年度)

(単位：千円)

款	項	事業名	支出負担 行爲額	左の内訳		支出負担行 爲予定額	翌年度 繰越金	既収入 特定財源	左の財源内訳			説明	
				支出済額	支出未済額				国庫支出金	未収入特定財源			一般財源
										地方債	その他		
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	市道1.1号線整備事業	5,240	5,240	0	2,750	2,750	0	0	2,700	0	50	地権者との協議に不測の時間を要したため、用地購入費等を繰越す。
	合	計	5,240	5,240	0	2,750	2,750	0	0	2,700	0	50	

参照条文

地方自治法施行令（抜粋）

（繰越明許費）

第146条 略

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条 略

2 略

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。